

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止する法律案 新旧対照条文

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  |      | 現行   |   |
|--|------|--|---|
| <p>別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）<br/>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> |      |  |   |
| 法律   | 事務   | 法律   | 事務  |
| (略)  | (略)  | (略)  | (略)   |
| (削る)   | (削る) | 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十四号） | 第三条第一項において準用する旅券法第八条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務 |
| (略)  | (略)  | (略)  | (略)   |